世田谷区食品の放射性物質区民検査申込書兼同意書

年 月 日

世田谷区長 あて

食品の放射性物質検査を行いたいので、次のとおり申請し、同意します。

| British Way In 1925 With Color of Color of Manager 1970 Color of | |
|--|--------------------------------|
| 住所 | 〒 |
| | 世田谷区 |
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| 検体名(品目名) | |
| 検体の種類 | 1.店で購入した流通食品(米等穀類、野菜類、魚類、肉類など) |
| | 2.区民農園等で採取した自家生産食品 |
| | 3.他者から受領した食品 4.その他() |
| 購入店名 | |
| 又は生産者名 | |
| 購入店所在地 | |
| 又は生産者所在地 | |
| 産地(市区町村名) | |
| (生鮮食品のみ記入) | |

同意事項

- 1 上記の内容に虚偽の記載があった場合は、検査を中止します。その際、検体は返却しません。
- 2 検査後の検体は、原則として廃棄します。
- 3 区に過失のない不慮の事故(機器の故障等)により検査の実施が不可能になった場合 は、検査結果表を交付できません。また、検体の返却も行いません。
- 4 上記の内容を放射性物質検査事業及び放射性物質検査事業に附帯する事業に利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。
- 5 検査の結果、精密測定を実施する必要がある場合は、検体を返却しません。
- 6 検査の結果、検体の品目名及び野菜、魚等の生鮮食品にあっては産地(市区町村名まで)を世田谷区ホームページ上に原則として公開させていただきます。
- 7 検査の結果を次に掲げる事項に使用しないでください。
 - (1) 営利目的の使用
 - (2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する 誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
 - (3) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が禁止する事項